狩猟者必携

令和5年度

滋　賀　県

滋賀県鳥獣行政機関

番　号	事　務　所　名	所　在　地	電　話　番　号
1	西部・南部森林整備事務所	大津市松本一丁目2-1	(077) 527-0655
2	甲賀森林整備事務所	甲賀市水口町水口6200	(0748) 63-6116
3	中部森林整備事務所	東近江市八日市緑町7-23	(0748) 22-7717, 7718
4	湖北森林整備事務所	長浜市平方町1152-2	(0749) 65-6616
5	西部・南部森林整備事務所高島支所	高島市今津町今津1758	(0740) 22-6033
6	滋賀県自然環境保全課	大津市京町四丁目1-1	(077) 528-3483

国有林連絡事務所

番　号	事　務　所　名	所　在　地	電　話　番　号
7	滋賀森林管理署	大津市瀬田三丁目40-18	(077) 544-3871(代)
8	大津森林事務所	〃	(077) 544-6883
9	八幡　〃	近江八幡市中村町413-1	(0748) 33-2321
10	大滝　〃	〃	(0748) 33-1648
11	高島　〃	高島市勝野3019-1	(0740) 36-1815

※下記位置図の国有林および官行造林地内へ入林される場合は別途入林届が必要ですので、事前に上記事務所へお問い合わせください。

R100
古紙配合率100%再生紙、白色度70%の再生紙を使用しています。

狩猟の知識

〈滋賀県で狩猟する人のために〉

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」をよく理解し、出猟に際しては細心の注意をはらい、以下のような心掛けで事故の起きない楽しい狩猟ができるようお互いに努めましょう。

(1) 狩猟鳥獣は現在の狩猟者だけのものではないという考えをもとう。
(2) 確実に種類が判明できて、確実に捕獲できると判断した獲物だけを撃とう。
(3) 他の狩猟者が狙っている獲物には、銃口を向けないようにしよう。
(4) 農耕地や幼令造林地に踏みこんで、所有者に被害を与えないようにしよう。
(5) 保護区、休猟区を大切にしよう。
(6) 山火事を起こさないよう注意しよう。

狩猟の適正な発展のために、法令を守り、よきマナーを身につけましょう。

滋賀県で狩猟される皆さんへ

滋賀県には天然記念物等保護を必要とする鳥類が飛来しています。

- 天然記念物「**ヒシクイ**」は葛籠尾崎(長浜市旧西浅井町)～尾上(長浜市旧湖北町)～西池(長浜市旧浅井町)～三島池(米原市旧山東町)をねぐらとして生息しています。
- 「**コハクチョウ**」が琵琶湖北部(主として旧湖北町尾上地先から長浜まで)と琵琶湖西部(主として高島市新旭町湖岸)に生息しています。
- 「**ツキノワグマ**」は滋賀県レッドデータブックにおいて希少種に選定されているため、狩猟は自粛願います。また、ツキノワグマの誤捕獲を防ぐため、ツキノワグマが生息すると思われる地域においては、イノシシ等を捕獲するためのはこわなを設置される場合、ツキノワグマの脱出口(天井部に直径30cm以上の出口)を設けていただくようお願いします。
- 「**イヌワシ**」、「**クマタカ**」は滋賀県レッドデータブックで絶滅危惧種に選定されており、1月中旬から3月中旬は造巣・抱卵期にあたるため、これらの種の生息環境に影響を与えないよう、特に注意してください。

これらの鳥獣は滋賀県で大切にすべき野生生物となっています。保護に御協力をお願いします。

違反防止のために

(1) 滋賀県知事の交付する狩猟者登録証がなければ、滋賀県内での狩猟はできません。
(2) 出猟のときは、必ず狩猟者登録証と銃砲の所持許可証を携帯し狩猟者記章は胸部か帽子につけてください。
(3) 国および県・市町の関係職員、警察官または猟区の巡視員等関係者に狩猟者登録証等の提示を求められたときは拒んではいけません。
(4) 次の場所において狩猟は禁止されています。
　ア．鳥獣保護区
　イ．休猟区
　ウ．公道および公園
　エ．社寺の境内および墓地
　オ．特定猟具使用禁止区域内(その区域に係る特定猟具を使用した狩猟)
(5) 狩猟時間の制限と発砲の方向
　ア．日出前、日没後の銃猟はできません。(日出・日没時刻を、必ず確認してください。)
　イ．住居集合地域、広場・駅等多数の者の集合する場所において、または弾丸の達するおそれのある人畜、建物、電車・自動車・船舶に向かって銃猟することはできません。
(6) 土地所有者等の第三者の権益をおかさないように気を付けてください。
(7) 猟区においては、猟区設定者の承認を受けなければ狩猟はできません。
(8) 狩猟鳥獣以外は、狩猟免許所持者でも狩猟はできません。
(9) 狩猟鳥獣
　① 狩猟鳥獣の種類等

狩猟鳥獣の種類	狩猟のできる期間
エゾライチョウ、ヤマドリ(亜種コシジロヤマドリを除く。)、キジ、コジュケイ、ヨシガモ、ヒドリガモ、マガモ、カルガモ、ハシビロガモ、オナガガモ、コガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、キジバト、カワウ、ヤマシギ、タシギ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ヒヨドリ、ムクドリ、ニュウナイスズメ、スズメ、タヌキ、キツネ、ノイヌ、ノネコ、テン(亜種ツシマテンを除く。)、イタチ(オスに限る。)、シベリアイタチ、ミンク、アナグマ、アライグマ、ヒグマ、ツキノワグマ、ハクビシン、イノシシ、ニホンジカ、タイワンリス、シマリス、ヌートリア、ユキウサギ、ノウサギ	毎年11月15日から翌年2月15日まで (ニホンジカ・イノシシに限り 11月1日から翌年3月15日まで)

　② 狩猟鳥獣の捕獲等の禁止

対象狩猟鳥獣	捕獲等を禁止する区域	捕獲等を禁止する期間
ヤマドリ(亜種コシジロヤマドリを除く。)の雌及びキジの雌(亜種コウライキジを除く。)	全国の区域 (ヤマドリの雌にあっては放鳥獣をされたヤマドリの雌の捕獲を目的に含む放鳥獣猟区の区域を除き、キジの雌にあっては放鳥獣をされたキジの雌の捕獲を目的に含む放鳥獣猟区の区域を除く。／滋賀県該当なし)	令和4年9月15日から令和9年9月14日まで

　③ 捕獲数の制限

狩猟鳥獣の種類	1日の上限
エゾライチョウ	2羽
ヤマドリ(亜種コシジロヤマドリを除く。)及びキジ	合計して　2羽
コジュケイ	5羽
ヨシガモ、ヒドリガモ、マガモ、カルガモ、ハシビロガモ、オナガガモ、コガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ	合計して　5羽 (ただし、網を使用する場合にあっては、法第十一条第二項に基づき環境大臣の定める狩猟鳥獣の捕獲等をする期間ごとに合計して200羽)
キジバト	10羽
ヤマシギ及びタシギ	合計して　5羽

(10) 違反捕獲物の譲渡はできません。なお、ヤマドリの販売は禁止されています。
(11) 爆発物・劇薬・毒薬・据銃・危険なわな・危険なおとし穴等の使用で狩猟はできません。
(12) 次の猟法は禁止されています。
　ア．ユキウサギ及びノウサギ以外の対象狩猟鳥獣の捕獲等をするため、はり網を使用する方法(人が操作することによってはり網を動かして捕獲等をする方法を除く。)
　イ．口径の長さが十番の銃器又はこれより口径の長い銃器を使用する方法
　ウ．飛行中の飛行機若しくは運行中の自動車又は5ノット以上の速力で航行中のモーターボートの上から銃器を使用する方法
　エ．構造の一部として3発以上の実包を充てんすることができる弾倉のある散弾銃を使用する方法
　オ．装薬銃であるライフル銃(ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシ及びニホンジカにあっては、口径の長さが5.9ミリメートル以下のライフル銃に限る。)を使用する方法
　カ．空気散弾銃を使用する方法
　キ．同時に31以上のわなを使用する方法
　ク．鳥類並びにヒグマ及びツキノワグマの捕獲等をするため、わなを使用する方法
　ケ．イノシシ及びニホンジカの捕獲等をするため、くくりわな(輪の直径が12センチメートルを超えるもの、締付け防止金具が装着されていないもの、よりもどしが装着されていないもの又はワイヤーの直径が4ミリメートル未満であるものに限る。)、おし又はとらばさみを使用する方法
　コ．ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシ及びニホンジカ以外の獣類の捕獲等をするため、くくりわな(輪の直径が12センチメートルを超えるもの又は締付け防止金具が装着されていないものに限る。)、おし又はとらばさみを使用する方法
　サ．つりばり又はとりもちを使用する方法
　シ．矢を使用する方法
　ス．犬に咬みつかせることのみにより捕獲等をする方法又は犬に咬みつかせて狩猟鳥獣の動きを止め若しくは鈍らせ、法定猟法以外の方法により捕獲等をする方法
　セ．キジ笛を使用する方法
　ソ．ヤマドリ(亜種コシジロヤマドリを除く。)及びキジの捕獲等をするため、テープレコーダー等電気音響機器を使用する方法
(13) 網猟免許またはわな猟免許に係る登録を受けた者は、狩猟に使用する猟具1個または1張りごとに、住所・氏名・都道府県知事名・登録年度・登録番号を1字の大きさが縦横1センチメートル以上の文字で記載した金属製またはプラスチック製の標識を付けなければなりません。
(14) 違法に天然記念物に指定されている鳥獣の捕獲等を行った場合は、文化財保護法に基づき罰せられます。
(15) 猟用火薬および実包所持について
　ア．次の数量の範囲を超えて自宅には保管できません。

実包と空包の合計	銃用雷管	無煙火薬と黒色猟用火薬の合計	火薬を装てんしていない雷管付薬きょう
800個	2,000個	5キログラム	制限なし

　イ．無許可で譲り受けることのできる猟銃用火薬類の数量は、狩猟者登録または鳥獣捕獲等許可の有効期間につき次のとおりです。

実　包	銃用雷管	無煙火薬と黒色猟用火薬の合計
300個(このうちライフル銃用実包については50個)以下	300個(このうちライフル銃用雷管については50個)以下	600グラム以下

　ウ．無許可で消費できる猟銃用火薬類の数量は、1日につき次のとおりです。
　　a. 狩猟者登録または鳥獣捕獲等許可を受けた者が、鳥獣の捕獲等のために消費する場合は、実包または空包の合計100個以下
　　b. 狩猟、有害鳥獣捕獲等の用途で猟銃の所持許可を受けた者が、鳥獣の駆逐のために消費する場合は、空包100個以下

お　願　い

カワウの足輪等の報告について

県はカワウの行動範囲の把握を目的として、足輪または標識の目撃情報を集めています。カワウに足輪または標識がついていましたら、発見した日時、場所、足輪のナンバーまたは色と文字・標識の色について、県庁自然環境保全課にお知らせください。

報告等の義務

(1) 狩猟者登録証の返納および捕獲報告(法第65条・第66条、規則第65条第11項・第13項)
　狩猟の期間が満了したときはその日から30日以内に報告すること。
(2) 住所・氏名の変更届出(法第61条第4項、規則第65条第8項)
　住所氏名を変更した場合は遅滞なく登録を受けている都道府県知事に届け出ること。

警察から銃猟者の皆さんへ

事故や違反のない狩猟をしていただくため、次のことがらを確実に守ってください。

(1) 銃や実包が盗まれたりすることのないよう、その取扱いには細心の注意を払うこと。
(2) 猟を終われば、いったん帰宅し、銃や実包を確実に保管庫に納め保管すること。(銃や実包を所持したまま寄り道をしないこと。)
(3) 自動車の座席やトランクに銃や実包を積んだまま、車両を離れないこと。
(4) 銃には、発射の直前まで弾込めをしないこと、また必要がなくなれば直ちに銃から弾を抜き取ること。
(5) 銃を携帯運搬する場合は、おおいをかぶせるか、または容器に入れること。
(6) 銃を発射するときは、獲物が何であるのか、もう一度よく確かめること。

猟銃用火薬類について

(1) 実包、空包等は一定の条件のもとに自宅での保管ができますが、必要の都度必要数を購入するようにし、できる限り自宅での保管はさけてください。
(2) 狩猟期間が終わり、残弾等が生じた場合は、標的射撃に使用したり、あるいは社団法人日本火薬銃砲商組合連合会から委託を受けた火薬銃砲商に破棄依頼したりするなど残火薬類の措置を速やかに行ってください。

(参考)大津市における狩猟期間中(令和5年11月15日～令和6年2月15日)の日出・日没時刻表(ニホンジカ・イノシシに限り11月1日から3月15日まで)

日	11月 曜	日出	日没	12月 曜	日出	日没	1月 曜	日出	日没	2月 曜	日出	日没	3月 曜	日出	日没
1	水	6:17	17:03	金	6:45	16:45	月	7:04	16:55	木	6:56	17:24	金	6:26	17:52
2	木	6:18	17:02	土	6:46	16:45	火	7:04	16:56	金	6:55	17:25	土	6:25	17:53
3	金	6:19	17:01	日	6:47	16:45	水	7:05	16:57	土	6:54	17:26	日	6:23	17:54
4	土	6:20	17:00	月	6:48	16:45	木	7:05	16:58	日	6:54	17:27	月	6:22	17:55
5	日	6:20	16:59	火	6:49	16:45	金	7:05	16:58	月	6:53	17:28	火	6:21	17:56
6	月	6:21	16:58	水	6:50	16:45	土	7:05	16:59	火	6:52	17:29	水	6:19	17:57
7	火	6:22	16:58	木	6:50	16:45	日	7:05	17:00	水	6:51	17:30	木	6:18	17:57
8	水	6:23	16:57	金	6:51	16:45	月	7:05	17:01	木	6:50	17:31	金	6:17	17:58
9	木	6:24	16:56	土	6:52	16:45	火	7:05	17:02	金	6:49	17:32	土	6:15	17:59
10	金	6:25	16:55	日	6:53	16:45	水	7:05	17:03	土	6:48	17:33	日	6:14	18:00
11	土	6:26	16:54	月	6:54	16:45	木	7:05	17:04	日	6:47	17:34	月	6:13	18:01
12	日	6:27	16:54	火	6:54	16:45	金	7:05	17:05	月	6:46	17:35	火	6:11	18:02
13	月	6:28	16:53	水	6:55	16:46	土	7:05	17:05	火	6:45	17:36	水	6:10	18:03
14	火	6:29	16:52	木	6:56	16:46	日	7:04	17:06	水	6:44	17:37	木	6:09	18:03
15	水	6:30	16:52	金	6:56	16:46	月	7:04	17:07	木	6:43	17:38	金	6:07	18:04
16	木	6:31	16:51	土	6:57	16:46	火	7:04	17:08	金	6:42	17:39			
17	金	6:32	16:50	日	6:58	16:47	水	7:04	17:09	土	6:41	17:40			
18	土	6:33	16:50	月	6:58	16:47	木	7:03	17:10	日	6:40	17:41			
19	日	6:34	16:49	火	6:59	16:48	金	7:03	17:11	月	6:39	17:42			
20	月	6:35	16:49	水	7:00	16:48	土	7:03	17:12	火	6:38	17:43			
21	火	6:36	16:48	木	7:00	16:48	日	7:02	17:13	水	6:37	17:44			
22	水	6:37	16:48	金	7:01	16:49	月	7:02	17:14	木	6:36	17:45			
23	木	6:38	16:47	土	7:01	16:49	火	7:01	17:15	金	6:34	17:46			
24	金	6:39	16:47	日	7:02	16:50	水	7:01	17:16	土	6:33	17:47			
25	土	6:40	16:47	月	7:02	16:51	木	7:00	17:17	日	6:32	17:48			
26	日	6:41	16:46	火	7:02	16:51	金	7:00	17:18	月	6:31	17:49			
27	月	6:42	16:46	水	7:03	16:52	土	6:59	17:19	火	6:30	17:50			
28	火	6:43	16:46	木	7:03	16:52	日	6:59	17:20	水	6:28	17:50			
29	水	6:43	16:45	金	7:03	16:53	月	6:58	17:21	木	6:27	17:51			
30	木	6:44	16:45	土	7:04	16:54	火	6:57	17:22						
31				日	7:04	16:54	水	6:57	17:23						

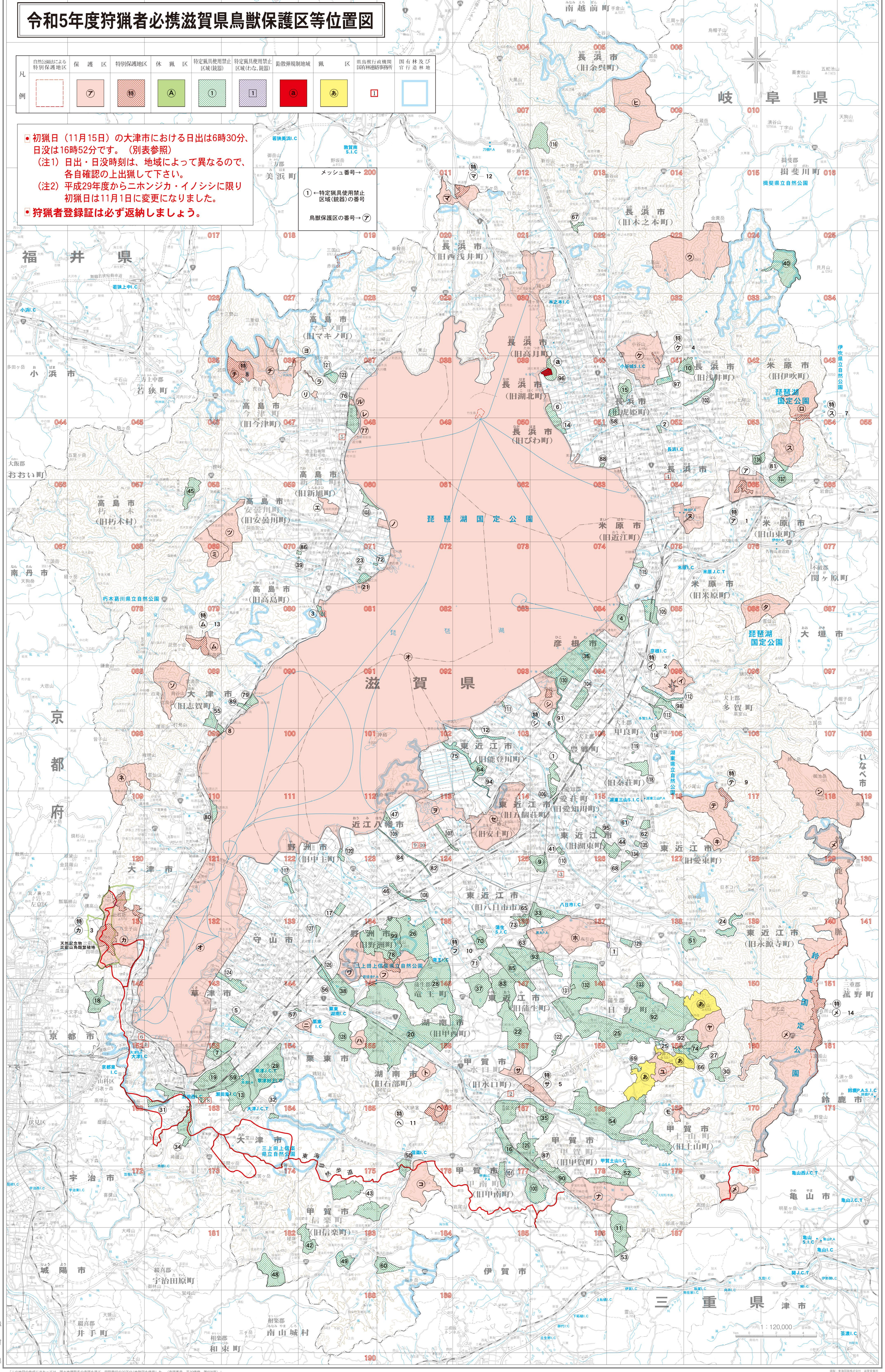

「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の20万分1地勢図を使用した。（承認番号　平30情使、第608号）」

調製：東海図版株式会社　滋賀営業所

3. 特定猟具使用禁止区域〔銃器〕(つづき)

番号	名称および所在市町	区　域	面積(ha)	存続期間
122	日野町曙(蒲生郡日野町)	蒲生郡日野町大字別所地先の町道別所水口線の終点を起点とし、同所から国道307号を南西に進み蒲生郡日野町と甲賀市の境界線との交点に至り、同所から蒲生郡日野町と甲賀市の境界線を北進し里道(曙団地進入路)との交点に至り、同所から里道を北東に進み同町大字中山764番地3の公衆用道路(サニーハイツ団地進入路)との交点に至り、同所から日野町大字中山764番地3の公衆用道路を西進し同764番地11と同764番地15に挟まれた同公衆用道路との交点に至り、同所から日野町大字中山764番地3の公衆用道路を北東に進み同759番地と同764番地4の境界線の接点に至り、同所から日野町大字中山759番地と同764番地4の境界線を北進し同749番地と同750番地と同759番地と同764番地4の境界線の接点に至り、同所から日野町大字中山750番地と同764番地4の境界線を東進し同750番地と764番地4と757番地の境界線の接点に至り、同所から日野町大字中山750番地と同757番地の境界線を北東に進み同町大字750番地と同753番地と同757番地の境界線の接点に至り、同所から日野町大字中山750番地と同753番地の境界線を北西に進み同町大字中山同747番地419と同747番地420と同750番地と同753番地の境界線の接点に至り、同所から日野町大字中山747番地420と同753番地の境界線を北東に進み同町大字747番地420と同747番421と同753番の境界線の接点に至り、同所から日野町大字中山747番地421と同753番地の境界線を北東に進み同747番地421と同474番地422と同753番地の境界線の接点に至り、同所から日野町大字中山747番地422と同753番地の境界線を北東に進み同747番地422と同747番地423と同753番地の境界線の接点に至り、同所から日野町大字747番地423と同753番地の境界線を北東に進み同747番地423と同753番地と同756番地2の境界線の接点に至り、同所から日野町大字中山747番地423と同756番地2の境界線を北東に進み同747番地423と同747番地424と同756番地2の境界線の接点に至り、同所から日野町大字中山747番地424と同756番地2の境界線を北東に進み同747番地424と同756番地1と同756番地2の境界線の接点に至り、同所から日野町大字中山756番地1と同756番地2の境界線を南東に進み同754番地と同756番地1と同756番地2と同765番地7の境界線の接点に至り、同所から日野町大字中山754番地と同765番地7の境界線を南東に進み同754番地と同764番地7と同765番地7の境界線の接点に至り、同所から日野町大字中山764番地7と同765番地7の境界線を南東に進み同755番地と同764番地7と同765番地7の境界線の接点に至り、同所から日野町大字中山755番地と765番地7の境界線を南東に進み同755番地と同765番地5と同765番地7の境界線の接点に至り、同所から日野町大字中山755番地と同765番地5の境界線を南東に進み同755番地と同764番地5と同765番地5の境界線の接点に至り、同所から日野町大字中山764番地5と同765番地5の境界線を南東に進み里道との交点に至り、同所から里道を北東に進み町道内池水口線との交点に至り、同所から町道内池水口線を南進し国道307号との交点に至り、同所から国道307号を南西に進み起点に至る線により囲まれた区域	30	R 5.11.1 R15.10.31
123	マキノ町新保・中庄・大沼(高島市)	高島市マキノ町大沼地先の市道沢大沼西線と市道グリーンレイク1号線の交点を起点とし、同所から同市道を南西に進み市道沢大沼西線と農道マキノ19号線を結ぶ道路との交点に至り、同所から同道路を南西に進み同市マキノ町大沼989番地の農地との地目境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み旧マキノ町と旧今津町との境界に至り、同所から同境界を北進し百瀬川右岸堤防に至り、同所から同堤防を東北東に進み同所を起点として6か所目の堰堤との交点に至り、同所からマキノ町新保1259番地1の宅造敷地境界線との交点に至る線を南進し同交点に至り、同所から同境界線を南東に進み、市道沢大沼西線との交点に至り、同所から同市道を南進し起点に至る線により囲まれた区域	62	H26.11.1 H36.10.31 (R 6.10.31)
124	草津市葉山川(草津市)	草津市志那町地先の市道下物下笠山田線と市道北大萱志那線との交点を起点とし、同所から市道を南東に進み主要地方道大津守山近江八幡線との交点に至り、同所から同主要地方道を南進し市道北大萱4号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道北大萱3号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道下笠芦浦線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道北大萱2号線との交点に至り、同所から同市道を南東へ進み市道上笠新堂線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道西渋川集線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み主要地方道草津守山線との交点に至り、同所から同主要地方道を南西に進み市道西渋川下笠線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道西渋川下笠2号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道下物下笠山田線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み起点に至る線により囲まれた区域	138	H26.11.1 H36.10.31 (R 6.10.31)
125	甲南葛木(甲賀市)	甲賀市甲南町葛木地先のJR草津線と市道河原出峯の堂線との交点を起点とし、同所から同市道を北東に進み市道町民運動線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道ニューポリスA線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道葛木希望ヶ丘線との交点に至り、同所から同市道を北進し県道杉谷嶬峨線との交点に至り、同所から同県道を北進し県道水口甲南線との交点に至り、同所から同県道を南進し市道ニューポリス稗谷線との交点に至り、同所から旧甲南町と旧甲賀町の境界線との交点を結んだ線を東進し同交点に至り、同所から同境界線を南進し市道寺庄稗谷線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み主要地方道草津伊賀線との交点に至り、同所から同主要地方道を南西に進みJR草津線との交点に至り、同所から同線路を北西に進み起点に至る線により囲まれた区域	200	H27.11.1 H36.10.31 (R 6.10.31)
126	野洲市野洲川(野洲市)	野洲市三上地先の国道8号と野洲川右岸堤防との交点を起点とし、同所から国道8号を南西に進み野洲市と栗東市の境界線との交点に至り、同所から同境界線および栗東市と守山市の境界線を北西に進み野洲市野洲地先のJR東海道本線との交点に至り、同所から同線路を北東に進み野洲川右岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を南東に進み起点に至る線により囲まれた区域	35	H30.11.1 H40.10.31 (R10.10.31)
127	野洲市野洲川北流跡地(野洲市)	野洲市市三宅地先の市道市三宅竹生外周線と市道市三宅竹生線との交点を起点とし、同所から同市道を南東に進み同市道市三宅竹生線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道市三宅野寺線との交点に至り、同所から西進し河川管理用道路との交点に至り、同所から同河川管理用道路を約880m北東に進み市道市三宅竹生外周線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み起点に至る線により囲まれた区域	16	R 2.11.1 R12.10.31
128	栗東市東部(栗東市)	栗東市東坂地先の県道石部草津線と栗東市および湖南市の境界線との交点を起点とし、同所から同県道を南西に進み、主要地方道栗東信楽線との交点に至り、同所から同主要地方道を北東に進み国道1号との交点に至り、同所から同国道を北東に進み栗東市および湖南市の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み起点に至る線により囲まれた区域	319	R 2.11.1 R12.10.31
129	岡野調整池(東近江市)	東近江市新出町地先の市道新出線と蛇砂川との交点を起点とし、同所から同市道を南進し、市道新出奥之池線との交点に至り、同所から西進し、同市道鋳物師線との交点に至り、同所から同市道を北進し蛇砂川との交点に至り、同交点から同河川を東進し起点に至る線により囲まれた区域	34	R 2.11.1 R12.10.31
130	彦根市甘呂・日夏(彦根市)	彦根市甘呂町地先の市道須越江堂線と江面川右岸との交点を起点とし、同所から同市道を南東に進み市道大藪金田線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み県道三津屋野口線との交点に至り、同所から同県道を北進し彦根市広域農道(通称荒神山通り)との交点に至り、同所から同農道を北東に進み同市甘呂町1998番地の農地と野田沼の境界線との交点に至り、同所から江面川右岸を北東に進み起点に至る線により囲まれた区域	94	R 3.11.1 R13.10.31
131	鋳物師(東近江市)	東近江市鋳物師町地先の県道石原八日市線と東近江市と日野町との境界線との交点を起点とし、同所より同県道を北進し東近江市と日野町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し起点に至る線により囲まれた区域	9	R 3.11.1 R13.10.31
132	ダイフク・湖南サンライズ(蒲生郡日野町)	蒲生郡日野町大字大谷地先の国道307号と町道石原鳥居平線との交点を起点とし、同所から同町道を西進し、県道石原八日市線との交点に至り、同所から、同県道を北進し東近江市と日野町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し県道石原八日市線との交点に至り、同所から同県道を北進し、県道桜川中在寺線との交点に至り、同所から、同県道を東進し国道307号線との交点に至り、同所から同国道を南進し起点に至る線により囲まれた区域	592	R 3.11.1 R13.10.31
133	中之郷(蒲生郡日野町)	蒲生郡日野町大字小野地先の日野東部広域農道と一級河川前川との交点を起点とし、同所から同河川を北西に進み佐久良川との交点に至り、同所から同河川を西進し県道中里山上日野線との交点に至り、同所から同県道を北進し町道に至り、同所から同町道を北東に進み、日野東部広域農道との交点に至り、同所から、同広域農道を南東へ進み起点に至る線により囲まれた区域	191	R 3.11.1 R13.10.31
134	湖東前堤溜(東近江市)	東近江市北花沢町地先の市道読合堂北花沢線と市道柳立南花沢線との交点を起点とし、同所から同市道を南進し市道北花沢名神側道線との交点に至り、同所から同市道を西進し国道307号線との交点に至り、同国道を北進し市道中里北花沢花ノ木線との交点に至り、同所から同市道を北東へ進み農道との交点に至り、同所から同農道を西進し起点に至る線により囲まれた区域	8	R 4.11.1 R14.10.31
135	湖東中里町上溜池下溜池(東近江市)	東近江市中里町地先市道柳立・祇園線とドン川との交点を起点とし、同所から同市道を北進し、湯屋町との境界線の交点に至り、同所から同境界線を東進し、市道読合堂・湯屋赤坂線との交点に至り、同所から同市道を南進し、ドン川との交点に至り、同所からドン川を西進し起点に至る線により囲まれた区域	12	R 5.11.1 R15.10.31
136	米原市上野・小田(米原市)	県道山東伊吹線と市道春照上野線との交点を起点とし、同所から同市道を南下し市道間田春照線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道小田間田線との交点に至り、同所から同市道を北進し県道山東本巣線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み市道小田伊吹線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道伊吹1号線との交点に至り、同所から起点に至る線により囲まれた区域	65	R 5.11.1 R15.10.31
137	米原市杉澤・大清水(米原市)	米原市市道藤川相撲庭線と市道村木大清水線との交点を起点とし、同所から同市道を南下し市道農協大清水線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み国道365号との交点に至り、同所から同国道を北西に進み市道野頭高番線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道大清水弥高春照線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道藤川相撲庭線との交点に至り、同所から起点に至る線により囲まれた区域	138	R 5.11.1 R15.10.31

4. 特定猟具使用禁止区域〔わな、銃器〕(1箇所　合計面積 10ha)

記号	名称および所在市町	区　域	面積(ha)	存続期間
1	日野町北脇(蒲生郡日野町)	蒲生郡日野町大字北脇地先の日野町大字北脇字カミ山と日野町大字北脇字大破谷の字界と国道307号との交点を起点とし、同所から同字界を南進し日野町大字北脇字大破谷273番地と日野町大字北脇字カミ山1番地5の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み日野町大字北脇字カミ山1番地5と同1番地236の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し日野町と東近江市の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し日野町大字北脇字カミ山1番地115と同1番地2の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南進し国道307号との交点に至り、同所から同国道を南進し起点に至る線により囲まれた区域	10	H28.11.1 H38.10.31 (R 8.10.31)

5. 鉛散弾規制地域 (1箇所　合計面積 32ha)

記号	名称および所在市町	区　域	面積(ha)	存続期間
ⓐ	湖北町野田沼(長浜市、旧湖北町)	長浜市湖北町石川地先の県道速水片山線と市道東尾上石川線との交点を起点とし、同所から同県道を南東に進み市道石川尾上線との交点に至り、同所から同市道を西南西に進み市道延勝寺尾上線との交点に至り、同所から同市道を北北西に進み県道木之本長浜線との交点に至り、同所から同県道を東北東に進み市道東尾上石川線との交点に至り、同所から同市道を北進し起点に至る線により囲まれた区域	32	

6. 猟　区 (1箇所　合計面積　1,003ha)

記号	名称および所在市町	区　域	面積(ha)	存続期間
あ	日野町(蒲生郡日野町)	日野町の区域のうち次に掲げる区域 (1)日野町原地先の林道三峯線と砂防えん堤との交点を起点とし、同所から同えん堤を東進し作業道との交点に至り、同所から同作業道を北東に進み砂防えん堤との交点に至り、同所から同えん堤を北進し作業道との交点に至り、同所から同作業道を北東に進み日野町と東近江市の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し標高602mの山頂に至り、同所から同境界線を南東に進み綿向生産森林組合林と三峯山南山生産森林組合林の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み北畑林道と作業道との交点に至り、同所から同作業道を北西に進み水木谷林道との交点に至り、同所から同林道を北西に進み町道西明寺原線無名橋に至り、同所から同町道を北進し三峯山南山生産森林組合林と私有林の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み起点に至る線により囲まれた区域 (2)県道西明寺水口線と林道音羽谷線との交点を起点とし、同所から同林道を南東に進み綿向生産森林組合林と私有林の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み林道井の谷線との交点に至り、同所から同林道を北進し国道477号との交点に至り、同所から同国道を東に進み綿向生産森林組合林と私有林の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南進し日野町と甲賀市の境界線との交点に至り、同所から同境界線を西進し砥山山頂に至り、同所から谷を北進し宝殿林道との交点に至り、同所から同林道を北西に進み県道西明寺水口線との交点に至り、同所から同県道を北進し起点に至る線により囲まれた区域 (3)県道西明寺水口線と町道しゃくなげ線との交点を起点とし、同所から同町道を南東に進み日野奥山林道との交点に至り、同所から同林道を南進し黒淵林道との交点に至り、同所から同林道を南西に進み黒久路溜東側歩道との交点に至り、同所から同歩道を南進し通称ドンドン坂路との交点に至り、同所から同坂路を南東に進み日野町と甲賀市の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み鎌掛生産森林組合林と私有林の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み第三緑ヶ丘区画道路との交点に至り、同所から同道路を北西に進み鎌掛生産森林組合林と私有林の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し南側登山道と旧林道との交点に至り、同所から同登山道を北東に進み裏登山道との交点に至り、同所から正法寺山山頂を経由して同登山道を南西に進み口の堤池堰堤との交点に至り、同所から同堰堤を北東に進み裏登山道との交点に至り、同所から同登山道を北進し表登山道との交点に至り、同所から同登山道を北西に進み鎌掛生産森林組合林と私有林の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し県道西明寺水口線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み起点に至る線により囲まれた区域	1,003	R 3.11.1 R13.10.31

※区域については、県で告示した時点での表記としています。